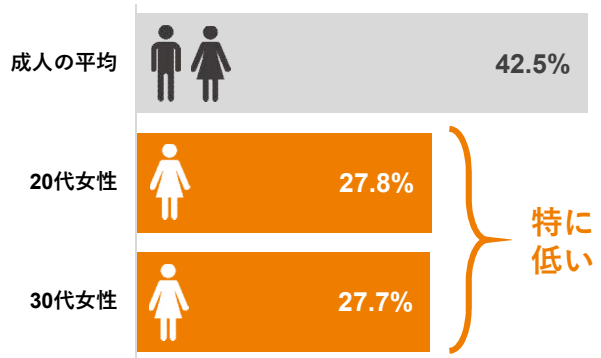
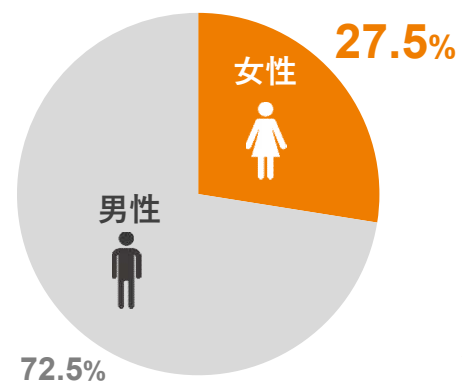


女性の「する」「みる」「ささえる」現状の課題

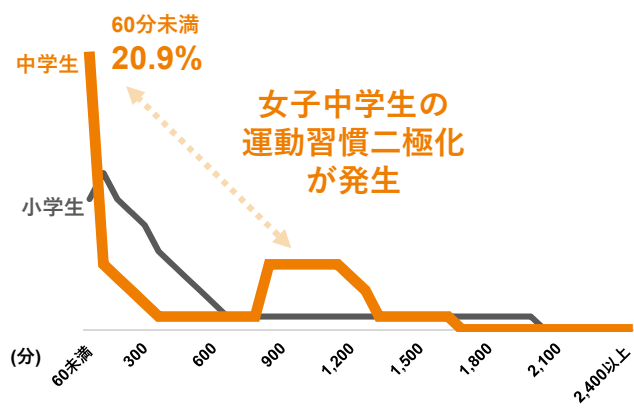
1 スポーツ実施率(週1回以上) ※1



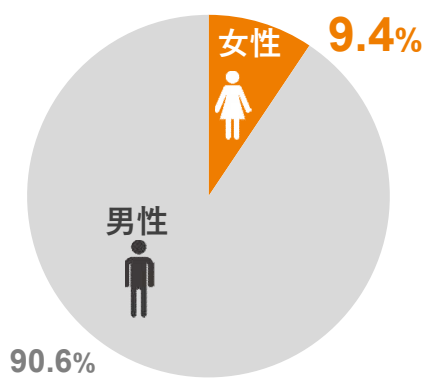
3 スポーツ指導者 ※3



2 女子生徒の1週間の総運動時間 ※2



4 スポーツ団体役員 ※4



女性活躍のための環境整備

- 女性スポーツに関する調査研究
- 先進事例の情報提供/各国との共有
- スポーツ施設の利用しやすさの向上
- ハラスメントの防止
- 女性の指導者資格取得の促進
- スポーツ団体における女性登用の促進

※1 出典：スポーツ庁「平成28年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」
 ※2 出典：スポーツ庁「平成28年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

※3 出典：(公財)日本体育協会提供資料よりスポーツ庁作成
 ※4 出典：内閣府男女共同参画局 平成28年度女性の政策・方針決定参画状況調べ 女性の政策・方針決定過程への参画状況の推移(総括表)よりスポーツ庁作成

スポーツ基本計画 女性スポーツ関連部分抜粋

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

③スポーツを通じた女性の活躍促進

【施策目標】

女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する。

【現状と課題】

- ・ 中学生の女子の21.7%が、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」であり、運動習慣の二極化が見られる。(平成28年度現在)
- ・ 20代～40代の女性のスポーツ実施率が特に低い。(週1回以上28.2%)(平成28年度現在)
- ・ スポーツ指導者は女性の割合が低い。(平成28年度現在27.5%)
- ・ スポーツ団体における女性役員の割合が低い。(平成27年度現在9.4%)

【具体的施策】

- ア 国は、地方公共団体、学校及びスポーツ団体等と連携し、女性スポーツに関する調査研究を行い、女子児童のスポーツへの積極的な参加や女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題を整理するとともに、これまでトップアスリートを対象に蓄積してきた研究や支援の成果も活用しつつ、女性がスポーツに参画しやすい環境を整備する。
- イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、民間事業者及びスポーツ団体等による連携・協働体制の整備を促進することにより、女性の幼少期から高齢期を通じ、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。(P10より再掲)
- ウ 国は、更衣や授乳のスペースを確保するなど女性のスポーツ施設の利用に関する情報提供を行うことにより、女性のスポーツ施設の利用しやすさの向上を促進する。
- エ 地方公共団体は、国のガイドラインや情報提供等に基づき、スポーツ施設のストックの適正化を図るため、施設の長寿命化、有効活用及び集約化・複合化等を推進する。また、性別、年齢及び障害の有無等の利用の特性にも配慮したスポーツ施設の利用しやすさの向上やITの活用等

により、利用者数の増加、維持管理コストの低減及び収益改善等を推進する。(P15より再掲)

- オ 国及び日体協は、スポーツ団体と連携して、指導者講習や研修において、あらゆるハラスメントの防止や女性特有の課題に取り組むとともに、女性の指導者資格取得を促す方策を実施することにより女性指導者の増加を図る。
- カ 国は、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）における「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を踏まえ、スポーツ団体における女性の役員登用や女性部会の設置の効果の紹介等を通じてスポーツ団体における女性登用の促進を図るとともに、スポーツ団体に対し女性登用等の取組状況について発信するよう要請する。
- キ 国は、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、戦略的な強化プログラムやエリートコーチの育成プログラム等を実施し、得られた知見を中央競技団体等に展開することにより、女性トップアスリートの競技力向上を支援する。
- ク 国は、スポーツ団体等と連携し、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）等を通じて先進事例を各国と共有するなどにより、国際的な女性のスポーツ参加を促進する。